

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

当市では、経常費用に対する使用料等収入の割合が低く、サービス提供に係るコストを回収できていないことから、受益と負担のバランスを適正水準に改めるため、手数料の改定を行う。

第2 改正の内容

下記手数料について、金額の改定及び所要の規定の整備を行う。

項目	改定内容
住民基本台帳関係手数料	金額の改定
印鑑登録関係手数料	金額の改定
公課に関する証明	金額の改定
土地建物の評価に関する証明	金額の改定
所得に関する証明	金額の改定
その他の証明	金額の改定
農業委員会所掌事務についての手数料	金額の改定
閲覧手数料（その他の閲覧）	金額の改定
一類感染症等患家消毒の手数料	廃止
鳥獣飼養登録関係手数料	金額の改定

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第57号

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例

岩見沢市手数料条例(平成12年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と電気通信回路で接続された通信端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより交付する機能を有するもの（以下「多機能端末機」という。）による申請には、適用しない。

別表戸籍、住民基本台帳関係等手数料の部第2項及び第3項を次のように改める。

2	住民基本台帳関係手数料	
	(1) 住民票（広域交付の場合を含む。）及び除票の写しの交付	1件につき 400円（多機能端末機による交付の場合にあっては、300円）
	(2) 戸籍の附票及び除籍の附票の写しの交付	1件につき 400円
	(3) 住民基本台帳記載事項証明書の交付	1件につき 400円
	(4) 住民基本台帳の閲覧	1件につき 400円
3	印鑑登録関係手数料	

(1) 印鑑登録証明書の交付	1 件につき 500 円（多機能端末機による交付の場合にあっては、400 円）
(2) 印鑑登録証の再交付	1 件につき 400 円

別表証明手数料の部第 1 項、第 4 項、第 5 項及び第 7 項中「300 円」を「400 円」に改める。

別表農業委員会所掌事務についての手数料の部第 1 項から第 3 項までを次のように改める。

1	証明書交付手数料	1 証明につき 400 円
2	現地目証明手数料	
	(1) 現地調査を要するもの	1 件につき 3,000 円
	(2) 現地調査を要しないもの	1 件につき 1,200 円
3	嘱託登記手数料	
	(1) 保存・移転登記手数料	1 件につき 4,000 円 1 筆増すごとに 400 円加算
	(2) 表示・地目変更登記手数料（相続・分割・合筆等を除く。）	1 件につき 2,000 円 1 筆増すごとに 400 円加算

別表閲覧手数料の部第 2 項中「300 円」を「400 円」に改める。

別表一類感染症等患家消毒の手数料の部を削る。

別表鳥獣飼養登録関係手数料の部第 1 項中「3,400 円」を「4,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岩見沢市手数料条例の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。